

Q & A

種別Bの対象経費

Q 1 事業発展への支援とは、どんな内容が対象になりますか。

A 1 既存事業の一部拡大や新しい要素の付加、地域の多様な主体（他のNPO・企業・大学・学校・行政・地元自治会など）と連携・協働など、活動のステップアップにつながる取組みが対象となります。

* 事業の例（あくまで参考事例です。）

- ・今までの活動実績を検証し、その効果を裏づけるための調査研究活動
- ・受益者のニーズに応じて開発するサービスに必要な新しいスキルを身につけるための先進地視察
- ・住民や様々な機関と連携した環境学習の実施
- ・地域の人々や歴史を活用した地域交流
- ・協力団体を募集して行う、新たな視点によるリサイクル運動の推進
- ・多くの市民にNPOを知ってもらい、NPO活動への参加につながるイベントの開催

Q 2 管理費を計上してよいとのことですが、詳しく教えてください。

A 2 管理費とは、事務所家賃、事務所の水道光熱費、事務所通信費などの管理的経費の総称です。事業を実施するうえで直接必要となる経費(事業費)の30%までを上限として補助対象とします。

Q 3 補助金を使えるのは、いつからいつまでかかった経費ですか。

A 3 補助金の交付を決定した日から平成22年2月28日までにかかった経費となります。
なお、交付を決定するのは8月上旬頃になる予定です。(募集要項「補助事業の流れ」参照)

Q 4 自己負担金を用意するのが難しいのですが。

A 4 この補助金は、他の補助金や助成金を自己負担金として計上することができます。ただし、他の補助金・助成金の中にはそれ以外の補助金・助成金を同時に受けることができないものもありますので、ご注意ください。

応募要件

Q 5 法人でなくても応募できるのですか

A 5 応募できますが、規約等を持ち、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていることが必要です。

Q 6 事務所は県外ですが、千葉県内でも活動しています。補助金の応募はできますか。

A 6 主たる事務所は県外でも、従たる事務所が県内にあり、活動もしていれば、対象になります。

Q 7 どんな分野の活動が対象になりますか。

A 7 活動分野は問いません。

Q 8 昨年度、一昨年度にNPOパワーアップ補助金をもらいました。また今年も応募できますか。

A 8 これまでにNPOパワーアップ補助金をもらっていても、Q1のような事業については、3回まで採択の対象となりますので、ぜひ挑戦してみてください。

Q 9 県内の団体でネットワークを作り、応募しようと考えていますが、可能でしょうか。

A 9 これから作るネットワーク組織は、設立後1年を経過していませんので、応募できません。
ただし、設立後3年を経過するなど、応募要件を満たす団体が代表して申請することは可能ですので、ご検討ください。

裏面に続きます

応募書類について

Q10 記載例はありますか。

A10 書き方の参考にできる書類を供え置いています。過去に補助を受けた団体の申請書が御覧いただけますので、参考としてください。(場所:県庁2階NPOパートナーシップオフィス)
また、ご質問は随時お受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

Q11 インターネットが使えませんが、詳細情報や様式を入手できますか。

A11 お近くの市民活動センターや、千葉県NPOパートナーシップオフィスで入手いただけます。また、実費をご負担いただければ郵送でお送りしますので、お問い合わせください。

Q12 応募する時点では、スケジュールや経費の詳細がわからないのですが。

A12 その時点で把握できる範囲で応募書を記載していただくこととなりますが、交付決定後の大幅な事業内容や経費の変更は協議が必要となりますし、場合によっては認められない場合もあります。無理の無いスケジュールと経費の内容はよく検討していただくことが必要です。

審査

Q13 応募すれば補助金がもらえるのですか。

A13 応募された内容を募集要項3ページの方法で、審査委員の合議により決定しますので、応募したからといって採択を保証するものではありません。

Q14 審査は書類審査だけですか。

A14 種別Bは書類審査とプレゼンテーションの内容を併せて審査を行ないます。プレゼンテーションの日程は、7月中旬を予定していますが、前後することがありますので、後日お知らせします。(募集要項「補助事業の流れ」参照)

事業の実施について

Q15 事業実施中、提案内容や収支予算を変更することはできますか。

A15 無断で変更はできません。事前に担当者までご相談ください。

Q16 採択された場合、事業が終了しないと補助金を受け取れないのですか。

A16 事業開始前又は途中であっても補助金の半額まではお支払いできます(概算払)。
なお、残額は事業終了後の支払いとなります。

Q17 補助金をもらえた場合、県に報告義務がありますか。

A17 あります。申請内容についての実施結果を実績報告書で提出していただきます。(事業完了後20日以内、若しくは平成22年3月10日のいずれか早い日まで)

また、種別Bについては平成22年4月に予定されている成果報告会での報告もお願いしています。

Q18 補助を受けた活動の検査はありますか。

A18 事業終了後、書類・現地調査により確認を行い、補助金の精算を行います。なお、事業実施中に中間報告をいただいたり、調査を行う場合もありますので、その際にご協力ください。

その他

Q19 応募書類は公開されますか。

A19 当初の応募書類は公開されませんが、採択後に団体に提出いただく補助金交付申請書と実績報告書については、個人情報を除きNPOパートナーシップオフィス(県庁2階)で公開します。

Q20 提出した書類は返してもらえますか。

A20 書類は返却しませんので、控え等が必要な場合は各自にてご対応ください。